

信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会 規約 (案)

(設置、名称)

第1条 本会は、信濃川水系における信濃川上流域の流域治水対策を推進するため、「信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会」(以下「協議会」という。)と称し、これを設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、信濃川水系(信濃川上流)流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(全体協議会の構成)

第3条 協議会に全体協議会を置く。

- 2 全体協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 3 全体協議会に幹事会を置く。幹事は、別表2の職にある者をもって構成する。幹事会は、全体協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析及び調整を行うことを目的とし、結果について全体協議会へ報告する。
- 4 全体協議会及び幹事会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項及び第2項によるもののほか、全体協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1及び別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(圏域等協議会の構成)

第4条 協議会に圏域等協議会を置く。

- 2 圏域等協議会は、千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会及び長野県内 10 圏域の大規模氾濫減災協議会のうち、佐久圏域、上田圏域、松本圏域、大町圏域、長野圏域、北信圏域の協議会の構成機関をもって構成する。

(全体協議会の実施事項)

第5条 全体協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 信濃川水系(信濃川上流)流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 その他、流域治水に関して必要な事項。

(圏域等協議会の実施事項)

第6条 圏域等協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 二 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 三 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第7条 全体協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては全体協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を全体協議会へ報告することにより公開と見なす。

3 圏域等協議会の公表については、第4条第2項に記載する大規模氾濫に関する減災対策協議会で別に定めるものとする。

(協議会資料等の公表)

第8条 全体協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、全体協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 全体協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した各会員、各機関の確認を得た後、公表するものとする。

3 圏域等協議会の資料及び議事等については、第4条第2項に記載する大規模氾濫に関する減災対策協議会で別に定めるものとする。

(事務局)

第9条 全体協議会の事務局は、北陸地方整備局千曲川河川事務所及び長野県河川課が行う。

2 圏域等協議会の事務局は、第4条第2項に記載する大規模氾濫に関する減災対策協議会の事務局が兼ねるものとし、各会員、各機関と調整を図りながら運営を行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

第11条 本規約は、令和3年3月11日より実施する。

令和4年2月 9日改正

令和5年1月30日改正

令和5年5月29日改正

令和6年1月 日改正

別表 1

機 関 名			代 表 者	
長	野	市	市	長
松	本	市	市	長
上	田	市	市	長
須	坂	市	市	長
小	諸	市	市	長
中	野	市	市	長
大	町	市	市	長
飯	山	市	市	長
塩	尻	市	市	長
佐	久	市	市	長
千	曲	市	市	長
東	御	市	市	長
安	曇 野	市	市	長
小	海	町	町	長
佐	久 穂	町	町	長
川	上	村	村	長
南	牧	村	村	長
南	相 木	村	村	長
北	相 木	村	村	長
軽	井 沢	町	町	長
御	代 田	町	町	長
立	科	町	町	長
長	和	町	町	長
青	木	村	村	長
麻	績	村	村	長
生	坂	村	村	長
山	形	村	村	長
朝	日	村	村	長
筑	北	村	村	長
池	田	町	町	長
松	川	村	村	長
坂	城	町	町	長
小	布 施	町	町	長
高	山	村	村	長

山ノ内町
木島平村
野沢温泉村
信濃町
飯綱町
小川村
栄村

関東農政局 農村振興部

中部森林管理局 北信森林管理署

中部森林管理局 中信森林管理署

中部森林管理局 東信森林管理署

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

森林整備センター長野水源林整備事務所

長野県 環境部 生活排水課

長野県 農政部 農地整備課

長野県 林務部 森林づくり推進課

長野県 建設部 砂防課

長野県 建設部 都市・まちづくり課

長野県 建設部 建築住宅課

長野県 佐久建設事務所

長野県 上田建設事務所

長野県 松本建設事務所

長野県 安曇野建設事務所

長野県 大町建設事務所

長野県 千曲建設事務所

長野県 須坂建設事務所

長野県 長野建設事務所

長野県 北信建設事務所

関東地方整備局 利根川水系砂防事務所

北陸地方整備局 大町ダム管理所

北陸地方整備局 湯沢砂防事務所

北陸地方整備局 松本砂防事務所

長野地方气象台

長野県 建設部 河川課

北陸地方整備局 千曲川河川事務所

町 長
村 長
村 長
町 長
町 長
村 長
村 長

地方参事官（各省調整）

署 長
署 長
署 長

所 長

課 長

課 長

課 長

課 長

課 長

技監兼課 長

事務所 長

事務所 長

事務所 長

事務所 長

事務所 長

事務所 長

事務所 長

事務所 長

事務所 長

事務所 長

管理所 長

事務所 長

事務所 長

台 長

課 長

事務所 長

[オブザーバー] 信州大学工学部水環境・土木工学科 信州大学工学部水環境・土木工学科 N H K 長野放送局 信越放送株式会社 株式会社長野放送 株式会社テレビ信州 長野朝日放送株式会社	吉谷純一教授 豊田政史准教授 コンテンツセンター長 報 道 部 長 報 道 部 長 報 道 部 長 報道制作部長
---	---

別表 2

機 関 名	幹 事
長 野 市	河 川 課 長
松 本 市	建設総務課長
上 田 市	土 木 課 長
須 坂 市	道路河川課長
小 諸 市	建 設 課 長
中 野 市	道路河川課長
大 町 市	建 設 課 長
飯 山 市	道路河川課長
塩 尻 市	建 設 課 長
佐 久 市	土 木 課 長
千 曲 市	道路河川課長
東 御 市	建 設 課 長
安 曇 野 市	建設整備課長
小 海 町	産業建設課長
佐 久 穂 町	建 設 課 長
川 上 村	産業建設課長
南 牧 村	産業建設課長
南 相 木 村	振 興 課 長
北 相 木 村	経済建設課長
軽 井 沢 町	地域整備課長
御 代 田 町	建設水道課長
立 科 町	建設環境課長
長 和 町	建設水道課長
青 木 村	建設農林課長

麻 績 村
生 坂 村
山 形 村
朝 日 村
筑 北 村
池 田 町
松 川 村
坂 城 町
小 布 施 町
高 山 村
山 ノ 内 町
木 島 平 村
野 沢 温 泉 村
信 濃 町
飯 綱 町
小 川 村
栄 村

関東農政局 農村振興部

中部森林管理局 北信森林管理署

中部森林管理局 中信森林管理署

中部森林管理局 東信森林管理署

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

森林整備センター長野水源林整備事務所

長野県 環境部 生活排水課

長野県 農政部 農地整備課

長野県 林務部 森林づくり推進課

長野県 建設部 砂防課

長野県 建設部 都市・まちづくり課

長野県 建設部 建築住宅課

長野県 佐久建設事務所

長野県 上田建設事務所

長野県 松本建設事務所

長野県 安曇野建設事務所

長野県 大町建設事務所

長野県 千曲建設事務所

長野県 須坂建設事務所

振 興 課 長

振 興 課 長

建設水道課長

建設環境課長

建 設 課 長

振 興 課 長

建設水道課長

建 設 課 長

建設水道課長

建設水道課長

建設水道課長

建 設 課 長

建設水道課長

建設水道課長

建設水道課長

建設経済課長

建 設 課 長

洪水調節機能強化対策官

次 長

次 長

次 長

所 長

企 画 幹

企 画 幹

企 画 幹

企 画 幹

企 画 幹

課長補佐兼指導審査係長

整 備 課 長

整 備 課 長

計画調査課長

整 備 課 長

整備・建築課長

整 備 課 長

整 備 課 長

長野県 長野建設事務所
長野県 北信建設事務所
関東地方整備局 利根川水系砂防事務所
北陸地方整備局 大町ダム管理所
北陸地方整備局 湯沢砂防事務所
北陸地方整備局 松本砂防事務所
長野地方気象台
長野県 建設部 河川課
北陸地方整備局 千曲川河川事務所

計画調査課長
整備課長
副所長（技）
管理係長
副所長（技）
副所長（技）
防災管理官
企画幹
副所長（技）

千曲川・犀川減災対策協議会規約改正について

1. 代表者名称の変更（第3条 別表-1）

役職名称の変更により、次のとおり改める。

（別表-1）

長野地方気象台

（変更前） 気象台長



（変更後） 台長

2. 幹事名称の変更（第3条 別表-2）

幹事名称の変更により、次のとおり改める。

（別表-2）

千曲市

（変更前） 建設課長



（変更後） 道路河川課長